

## 救急救命士追加講習受講経費助成金交付要綱

平成21年	4月	1日	要綱第3号
平成22年	4月	1日	要綱第1号
平成24年	4月	2日	要綱第9号
平成24年	11月	7日	要綱第20号
平成26年	3月	17日	要綱第2号
平成27年	5月	1日	要綱第1号
平成28年	4月	1日	要綱第1号
平成29年	2月	1日	要綱第8号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、道内市町村（札幌市を除く。消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。（以下「市町村」という。））における救命救急体制の一層の充実に資するため、公益財団法人北海道市町村振興協会が交付する救急救命士追加講習受講経費助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、市町村とする。

### (助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、市町村の救急救命士が受講する次の機関が実施する講習に係る受講経費とする。

- (1) ビデオ硬性挿管用喉頭鏡による気管挿管認定講習（実施機関：北海道消防学校）
- (2) 気管挿管再認定講習（実施機関：北海道消防学校、北海道救急業務高度化推進協議会）
- (3) 処置拡大2行為講習（実施機関：北海道消防学校、札幌市消防学校）

### (助成金額)

第4条 助成金額は、前条に規定する講習を実施する機関が定める当該講習の一人当たりの受講料（千円未満を切り捨て）とする。

### (助成金の交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする市町村は、当該年度分を毎年2月末日（末日が土・日曜日に当たる場合は、その前日又は前々日とする。）までに一括して別記第1号様式の助成金交付申請書により理事長に申請するものとする。

### (助成の決定)

第6条 理事長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、当該講習実施機関等から報告される講習修了者名簿との照合により、その内容を審査し、助成金交付の適否及びその額を決定するとともに、別記第2号様式の助成金交付決定通知書により、速やかに当該市町村に通知するものとする。

### (助成金の交付)

第7条 助成金の交付は、前条の助成金交付決定通知後、毎年3月末日（末日が土・日曜日に当たる場合は、その前日又は前々日とする。）までに交付する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定

めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年11月7日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。